

## 3章 計画の基本的考え方

### 1. 計画の基本理念

行橋市では、性別にとらわれず、一人ひとりが自分自身の個性と能力を活かし、多様な生き方を選択できるまちづくりを目指し、2004年（平成16年）に「行橋市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。この条例では、行橋市における男女共同参画の推進に関する基本となる事項を定めています。

本計画は、この条例を具体化したものであることから、条例に示した8つの基本理念に基づき男女共同参画の推進を図ることとします。

さらに、本計画では、この基本理念に基づき、「第3次行橋市男女共同参画プラン（平成27年度～31年度）」をふまえ、以下のように市の将来像を継承します。

《将来像》

ともに支え 認め合い 誰もが活躍できるまち  
ゆくはし

この将来像は、これまでの慣行を見直し、新たな価値観を創造し、ともに支え合い、お互いに認め合い、市民一人ひとりが活躍できるまちを目指したものです。

## ■ 「行橋市男女共同参画を推進する条例」に掲げる基本理念 ■

### 1 男女の人権を尊重

男女の性別に関係なく、一人の人間として、個性や能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、人権が尊重されなければなりません。

### 2 社会制度・慣行についての配慮

男は仕事、女は家庭・育児といった役割分担意識にとらわれず、さまざまな活動ができるよう、社会の制度や慣行を見直していきましょう。

### 3 政策等の立案・決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、市の政策や企業、団体などにおける方針の立案や決定に共同して参画できるようにしましょう。

### 4 教育への配慮

教育がまちづくりの上で果たす役割は、大変大きいものがあります。学校のみならず、社会のあらゆる場面を教育とみなし、男女共同参画を学びましょう。

### 5 家庭と仕事等との両立

お互いの協力と社会の支援によって、家事・育児・介護などの家庭生活と、地域活動や仕事などの社会生活が両立できるようにしましょう。

### 6 性と生殖に関する健康と権利の尊重

女性・男性それぞれがお互いの体の特徴を理解し、妊娠・出産などに関してお互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営めるようにしましょう。

### 7 少子高齢化への配慮

安心して子育てができる環境づくりをすすめるとともに、高齢化社会の問題を解決し、高齢者も活躍できる社会をつくりましょう。

### 8 国際的協調

男女共同参画社会の形成は、国際的な条約や行動綱領の取り組みとしても進められています。したがって、国際社会との連携や協調が重要です。

## 2. 計画の基本目標

本計画では、条例に基づき、将来像の実現に向けた計画的な施策の推進のために取り組むべき4つの基本目標を次のように定めます。

### 基本目標Ⅰ あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識を払拭し、多様な価値観や生き方が尊重されることが、様々な場における男女共同参画へとつながります。社会制度や慣行の見直しを進めるとともに、次世代を担う子どもたちが自身の可能性や関心に沿った将来を選択できるよう、教育現場や生涯学習の場などで広報・啓発、また研修等を実施し、あらゆる年代において男女共同参画の意識づくりを推進します。

- 施策の基本的方向1 男女共同参画に関する意識の浸透
- 施策の基本的方向2 男女共同参画教育の充実

### 基本目標Ⅱ だれもが平等に参画できるまちづくり

市政や地域活動など、様々な場において多様な視点や立場からの意見が反映されるように、政策方針決定過程へ性別にかかわらず、誰もが平等に参画できるまちづくりを目指します。指導的立場にある女性リーダーの育成や、地域・事業者などへの情報提供や啓発を通じた女性の登用促進に取り組みます。また、多様化するニーズを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を行います。

- 施策の基本的方向1 地域社会における男女共同参画の促進
- 施策の基本的方向2 政策方針決定過程への女性参画の拡充

### 基本目標Ⅲ 互いに自立し支え合う社会づくり

誰もが自身の個性と能力を活かし、活躍できる社会の実現には、お互いに協力し、支え合う体制づくりが必要不可欠です。家庭生活、仕事、地域活動や個人の時間の両立を目指し、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て・介護支援の充実、労働環境の整備促進などを行います。また、高齢者や障がい者など、より困難な立場に置かれやすい人々への安全・安心な生活の支援を行います。

- 施策の基本的方向1 ワーク・ライフ・バランスのとれる体制づくり  
(行橋市女性活躍推進計画)
- 施策の基本的方向2 男女共同参画の視点に立った労働条件の整備  
(行橋市女性活躍推進計画)
- 施策の基本的方向3 多様な人々への安全・安心な生活の支援

## 基本目標Ⅳ 一人ひとりが認め合い尊重しあう環境づくり

---

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合うことが重要です。ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>(※)</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>(※)</sup>をはじめとする各種ハラスメントなどの人権侵害根絶に向け、人権教育・啓発の推進や相談体制の充実などに取り組みます。また、生涯を通じた健康支援により、心身ともに安心して暮らすことができる環境づくりを行います。

- 施策の基本的方向 1 あらゆる人権侵害根絶への取り組み
- 施策の基本的方向 2 DV対策の充実（行橋市DV防止基本計画）
- 施策の基本的方向 3 生涯を通じた健康づくりの推進

### 3. 計画の体系

将来像	基本目標	施策の基本的方向	基本的施策
ともに支え 認め合い 誰もが活躍できるまち ゆくはし	I あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり	1. 男女共同参画に関する意識の浸透 2. 男女共同参画教育の充実	(1) 広報・啓発活動における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画に関する調査・研修の充実 (1) 教育現場における男女共同参画の推進 (2) 個性と能力に応じた進路指導の促進
	II だれもが平等に参画できるまちづくり	1. 地域社会における男女共同参画の促進 2. 政策方針決定過程への女性参画の拡充	(1) 男女共同参画の視点による安全・安心のまちづくり (2) 地域活動団体における男女共同参画の促進 (1) あらゆる場における女性の政策方針決定過程への参画拡充
	III 互いに自立し支え合う社会づくり	1. ワーク・ライフ・バランスのとれる体制づくり (行橋市女性活躍推進計画) 2. 男女共同参画の視点に立った労働条件の整備 (行橋市女性活躍推進計画) 3. 多様な人々への安全・安心な生活の支援	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) ともに担う育児・介護等の支援体制の充実 (1) 誰もが働きやすい労働条件の整備 (2) 女性への再就職支援体制の推進 (1) 高齢者・障害者への安全・安心な生活の支援 (2) 多様な人々への自立支援の充実
	IV 一人ひとりが認め合い尊重しあう環境づくり	1. あらゆる人権侵害根絶への取り組み 2. DV対策の充実 (行橋市DV防止基本計画) 3. 生涯を通じた健康づくりの推進	(1) セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策の充実 (2) 性暴力などの被害防止に向けた啓発 (1) DV防止のための教育・啓発の促進 (2) 相談体制の充実 (3) 被害者の自立支援の充実 (4) 推進体制の整備 (1) 生涯を通じた健康づくり支援
	計画の推進体制	(1) 拠点施設の充実 (2) 計画の進行管理 (3) 庁内の推進体制 (4) 男女共同参画に関する調査 (5) 男女共同参画に関する苦情	

## 4. 重点的な取り組み

行橋市男女共同参画プラン・後期計画の推進にあたり、これまでの取り組みや市民意識調査結果および審議会での検討と提案を踏まえて、以下の2つの項目を今後5年間の重点的に取り組むべき項目とします。

### 1. 市民への広報・啓発活動の推進

市民意識調査では、固定的性別役割分担意識を否定する人が増えており、子どもに対しても性別に関わらない育て方を支持する人が増えていました。しかし、実際の家庭内の役割分担は依然として「男は仕事、女は家庭」という状況にあり、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現するには遠く、家庭や職場での不平等感も女性の割合が男性を上回っていました。また、「行橋市条例」に対して、言葉も内容も知っている人の割合は4.6%にとどまりました。「行橋市男女共同参画プラン」に対しても7.4%にとどまり、数値は前回調査から大幅に減少しています。

これまで、男女共同参画プランに基づいて市民への広報や啓発活動を進めてきましたが、これからの5年間では、男女共同参画の理念を理解した上で、市民の行動に結びつくような実効性の高い啓発の推進が必要です。市民が男女共同参画について、より生活に密着したものであることが感じられるように、広報のあり方や世代に応じた啓発の方法などについて検討し、わかりやすく伝えていく工夫を行うとともに、市民に身近な地域活動の場で啓発活動を積極的に進めていきます。さらに、幼児期から男女平等の意識が醸成されるよう、教育や保育の場においても取り組みを進めていきます。また、男女共同参画に関する様々な市の取り組みについて、あらゆる機会をとらえて市民へ広報していきます。

#### 【該当事業】

- 1 啓発活動の推進
- 2 広報および情報発信の充実
- 3 男女共同参画を推進する条例や男女共同参画推進の日及び月間の周知
- 4 男女共同参画研修の実施
- 6 教育・保育における男女共同参画の推進
- 7 学校教育における男女共同参画の推進
- 8 保護者への啓発
- 9 教職員研修の実施

## 2. DV相談・支援体制の充実

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、男女共同参画社会を実現するためには克服すべき重要な人権侵害です。市では、DV相談窓口を設置していますが、市民意識調査では、相談窓口の認知率は低く、DVを受けた人で「どこ(誰)にも相談しなかった」割合は約半数に上っています。年齢の低い層では、交友関係の監視や無視などのDV行為を暴力と認識していない傾向もうかがえました。また、DVは家庭という生活共同体で発生するため、DV被害を逃れるためには被害者とその子どもへの複合的な支援が必要です。高齢者や障がい者の場合は、家庭内でより弱い立場におかれ被害を受けやすくなりますが、福祉機関に関わる機会もあり、支援者が男女共同参画の視点を持つことによってDVを防止することが可能です。

DVについて、広く市民の理解を深める啓発に取り組むとともに、相談窓口の情報が必要な人に確実に届くよう周知のあり方を工夫します。また、被害者や被害者の周囲の人への迅速で適切な支援につなぐことが出来るよう、市民や関係機関の職員に対する研修など啓発を充実します。若年層に対しては、デートDV<sup>(※)</sup>への啓発や学校での防止教育を進めます。今後も市内や関係機関同士の連携を緊密にし、迅速で適切な支援体制を整備していきます。

### 【該当事業】

- 36 様々なハラスメント防止のための啓発
- 37 防止に向けた研修などの実施
- 38 性犯罪などの被害防止に向けた啓発
- 39 市民・関係機関への広報・啓発
- 40 相談体制の整備・充実
- 41 被害者への多様な支援の充実
- 42 関係機関および市内での連携強化

●重点的な取り組みの該当事業は、第4章の事業内容に「◎」の表示をしています。

